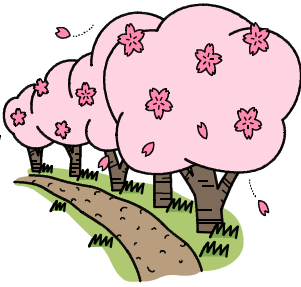


令和8年

4月



# 佐川野駐在所だより

< 編集・発行 >

小山警察署  
0285-31-0110

佐川野駐在所  
いけや ゆきのり  
池谷 行徳  
0280-56-0577

## 春の交通安全県民総ぐるみ運動

～マナーアップ！あなたが主役です～

令和8年4月6日(月)から15日(水)までの間

スマートフォンを使用しながらの運転は、重大事故につながります。

歩きスマホもキケン!!

ながらスマホはならぬ!

「ながらスマホ」は、法律で禁止されています。  
自動車、自転車ともに

警察庁・都道府県警察



令和8年4月1日から自転車に青切符が適用されます

免許はなくてもドライバー

ルールを守って責任ある運転を!

16歳以上が対象

～青切符(交通反則通告制度)導入後の指導取締りについて～  
これまで同様、基本的には「指導警告」が行われ、悪質・危険な違反が取締りの対象となります。

携帯電話使用等(保持)	反則金 12,000円
信号無視	反則金 6,000円

警察庁・都道府県警察

# イカのおすし

知らないひとについて  
知らないひとのくるまに  
こわいとおもったら  
そのぼしょから  
おとなのひとに

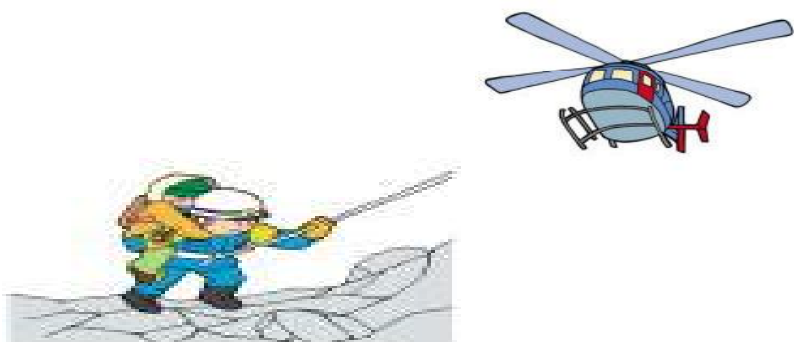
イカ  
のおすし

知らないをだす  
ならごえを  
おごにげる  
ぐらせる



## 春の山岳遭難に注意

春は山岳遭難が多いので、事前に登山計画をたてて、最寄りの警察署に届け出をしましょう



## 佐川野駐在所管内 2月の事件・事故発生状況

2月は、佐川野駐在所管内の事件の発生はありませんでした。

新入学児童が通学路を歩くようになりますので、ドライバーのみなさんは安全運転に心がけましょう

